

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年5月まで
② 昭和39年4月から48年3月まで
③ 昭和49年4月から50年3月まで

20歳になって当時勤務していた会社の人の勧めで、A区役所で国民年金の加入手続をした。夫の仕事の関係で短期間で引っ越すことが多かったが、その都度、市町村役場や地区の集金人などに、住所変更手続及び国民年金保険料の納付を行ってきた。夫はB町（当時）に来てから国民年金に加入し、保険料をまとめて納付した。その時に自分の未納になっていた保険料を納付した覚えもある。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その夫が、国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付した昭和50年ごろに、未納となっていた申立人の保険料も併せて納付したと申述しているところ、事実、申立人の48年4月から49年3月までの保険料が納付されており、その夫は36年4月から48年3月までの分を特例納付制度を利用して、同年4月から50年3月までの分は過年度保険料として納付していることから、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付が確認できる昭和48年4月以降、申立期間③以外に未納期間は無い上、その夫においても未納期間はなく、一部の期間では前納するなど納付意識の高まりがうかがえることから、申立人の申立期間③が未納とされているのは不自然である。

2 申立人は、20歳に到達した昭和37年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、住所変更時においても欠かさず手続し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年7月に夫婦連番で払い出されていることから、申立期間①及び②については、申立人が主張する納付方法で納付されたとは考え難い上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間①及び②において、申立人の戸籍の附票から確認できる住所記録は6か所に及ぶが、そのいずれの市町村においても国民年金の加入及び保険料納付の記録は確認できず、そのすべての市町村役場で不適切な記録管理がなされたことも考え難い。

さらに、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年1月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年1月まで
夫が平成元年8月に定年退職し、私が国民年金の第3号被保険者でなくなったので、夫が区役所で私の国民年金の手続をした。そのときに、職員から付加年金制度を教えられ加入した。領収書等は処分して現在は無いが、申立期間について、付加保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その夫が、会社を退職し厚生年金保険の被保険者でなくなったことに伴い、申立人の国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る手続を行ったときに、区役所の職員から付加年金制度を教えられ、加入して納付したと主張しているところ、その夫も「平成元年8月に定年退職して、国民健康保険の手続をするために区役所に行き、妻の国民年金の手続を行ったときに、区役所の職員から付加年金制度を教えられ、妻の付加年金に加入した」と証言していることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は、昭和47年4月から第3号被保険者制度が施行される直前の61年3月まで国民年金に任意加入して、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後については付加保険料も納付している上、60歳以降も国民年金の高齢任意加入をして保険料を納付するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立ても付加保険料のみである上、申立期間後については付加保険料も納付していることから、申立

期間の付加保険料のみが納付されなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を昭和59年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年11月29日から同年12月2日まで

A病院の厚生年金保険の加入は、社会保険事務所の記録では昭和59年10月16日から同年11月29日までとなっている。しかし、同院から取り寄せた給与台帳では同年10月及び同年11月の給与から厚生年金保険料が控除されており、同年12月の台帳では同年12月1日付けで退職し、再びB大学に復帰した記載がある。申立期間において在職していたことは確かなので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA病院から取り寄せた給与台帳によると、申立人の退職日は昭和59年12月1日(昭和59年12月2日にA病院からB大学附属病院へ転籍)と記載されている上、同年10月及び同年11月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、その給与台帳に申立人と同日に退職した旨が記載されている同僚2名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年12月2日となっていることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の厚生年金保険料控除額及び昭和59年10月資格喪失時の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該病院が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主は申立人に係る資格喪失日を昭和59年11月29日として届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所は申立

人に係る同年 11 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所
が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した
場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保
険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 31 年 1 月 27 日から 34 年 8 月 26 日まで
(B社)
③ 昭和 34 年 9 月 21 日から 36 年 9 月 20 日まで
(C社)
④ 昭和 36 年 11 月 7 日から 37 年 9 月 8 日まで
(D社)
⑤ 昭和 37 年 9 月 1 日から 40 年 10 月 26 日まで
(E社)

社会保険事務所に年金の手続に行った際、申立期間の厚生年金保険の加入記録は、「脱退手当金として支給済み」との回答を得たが、脱退手当金を受けた記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の支給決定日の5日後には別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっており、引き続き勤務する意思が認められること、及びその被保険者資格取得は申立期間と同一の被保険者記号番号により手続が行われていることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人が保有している厚生年金保険被保険者証には脱退手当金の支給決定日の翌日である「昭和 41 年 1 月 28 日再交付」との記載が確認できるところ、仮に、脱退手当金の請求時に厚生年金保険被保険者証の再交付申請がなされたとすれば、脱退手当金の支給を意味する表示が記されるはずであるが、その表示は確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年8月1日まで

A社に昭和32年4月1日から43年6月1日まで継続して勤務しているが、32年4月1日から34年8月1日までの期間について厚生年金保険の記録が無い。32年3月に中学校を卒業した後すぐに就職したので、この時から加入しているはずである。この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和34年8月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の当時の同僚からは「申立人は、中学校を卒業後すぐに入社したと思う」との証言が得られたほか、別の同僚からは「昭和31年5月の会社設立後、半年から1年の間に申立人は入社した」旨の証言が得られたことから、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

また、当該事業所の当時の事業主は、「従業員は皆正社員であり試用期間等は設けておらず、全員を社会保険に加入させていた」と証言しており、事実、中学校卒業後に入社した同僚は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になったと同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、さらに別の同僚は中学校を卒業後、他業種に就いた後未経験で入社したが、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同世代・同職種の同僚の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の2度にわたる報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は社会保険事務所の記録どおり、昭和34年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年4月から34年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

群馬国民年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料を納付した記録が無いが、納付したはずである。保険料は隣組長が集金して、区長が取りまとめて市役所へ納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その両親が隣組長の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和47年8月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない上、申立人は申立期間の国民年金保険料を、隣組長の集金により納付していたと申述していることから、過年度保険料として納付したことも考え難く、ほかに保険料をさかのぼって納付したような事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 8 月まで

昭和 53 年 9 月以降だと思うが、未納となっていた同年 4 月から 8 月までの 5 か月間の国民年金保険料に係る納付書が社会保険事務所又は A 市役所から届いた。納付書を持参し旧庁舎の B 社会保険事務所で納付した。納付後、領収書をもらわずに帰ろうとしたら「領収書をどうぞ」と言われたことを今でも鮮明に覚えている。領収書等は無いが、申立期間が未加入期間とされ、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「旧庁舎の B 社会保険事務所で納付した」と申述しているところ、B 社会保険事務所は、昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月まで新築工事のため場所を移して仮庁舎で業務を行っており、申立人が申述するところの旧庁舎では業務を行っていなかった。

さらに、当時、社会保険事務所では国民年金の現年度保険料を取り扱うことはできなかった上、申立人は B 社会保険事務所の管轄外である A 市に住所を有していたことから、B 社会保険事務所において申立人の申立期間の保険料を過年度分として領収することも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

昭和41年8月15日に国民年金の加入手続をして、同年10月に区役所か社会保険事務所か定かではないが、集金に来たので、私と妻の国民年金保険料1年分を納付した。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、昭和41年8月に国民年金の加入手続をして、同年10月に集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時の納付方法は国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認の押印を受ける方法であったが、申立人の所持している同年8月発行の国民年金手帳の昭和42年度の欄には検認印が押されているものの、41年度の欄には検認印が無いことから、申立期間について現年度保険料として納付が行われたとは考え難く、申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されているところ、申立期間について、その妻の国民年金保険料も未納である上、申立期間後の納付状況も同一であることから、申立人のみが申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 9 月まで

結婚し実家を出た後も、実家の兄が私の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 47 年に里帰りしたときに、国民年金手帳を渡され、間もなくして任意加入の喪失手続をした。申立期間について、兄の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その兄が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、市役所から検認の押印を受ける方法であったが、申立人の所持する昭和 42 年 4 月に発行された国民年金手帳には、昭和 42 年度から 45 年度までは検認印が押されており、46 年度以降は検認印が無い。一方、申立人は、申立期間より前から申立期間にかけてその兄が保険料を納付し、47 年に国民年金手帳を渡されたと申述しているところ、その兄が申立人の国民年金手帳によって同年 9 月まで継続して保険料を納付していたとすれば、46 年度以降について検認の押印を受けなかったとするのは不自然である。なお、申立人は、ほぼ毎年里帰りしていたと申述しており、申立人の 46 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の保険料についてのみ、国民年金手帳に検認印が無いものの、現年度分として納付済みと記録されていることから、当該保険料の納付後、検認の押印を受けるまでの間に申立人の国民年金手帳がその兄の手元から離れたとも考えられるため、申立人がその兄から国民年金手帳を渡されたのは、47 年以前の時期であった可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が過年度分としてさかのぼって納付

された形跡も見当たらない。

加えて、市役所における国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記載においても、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、その記載に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年12月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年3月から同年12月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、納付書に現金を添えて市役所で納付した記憶がある。夫の保険料と一緒に私が納付していたので、夫の保険料が納付済みとなっている期間は、私も納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付していたので、その夫の保険料が納付済みとなっている申立期間について、自身も保険料を納付していたと主張しているが、昭和53年4月から54年6月までの保険料について、申立人は55年7月に過年度納付している一方、その夫は現年度納付していることから、その夫と一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張とは整合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年1月に払い出されており、申立人は、申立期間においても同一市内に在住していることから別の手帳記号番号が払い出されることは考え難い上、申立期間以外にも複数の国民年金保険料の未納期間がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月から 36 年 5 月まで
(A社)
② 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで
(B社)

A社には昭和 35 年 9 月から 36 年 5 月まで、B社には 37 年 4 月から同年 9 月まで勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立人がA社に勤務していたことについては、事業主及びその妻が既に死亡していること並びに同僚等からの証言が得られないことから特定することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和 46 年 2 月 1 日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらず、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日も同日になっていることから、申立期間について申立人のみが当該事業所における厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

2 申立期間②において、申立人がB社に勤務していたことについて、申立人が当時の上司及び同僚の名前を記憶していないことから証言等を得ることができず、特定することができない。

また、申立人は申立期間②に係る勤務形態をアルバイトであったと申述しているところ、当該事業所の社員から「短期間の臨時使用人は多数いたが、厚生年金保険には加入していなかった」との証言が得られたことから、申立人も臨時使用人であったことが推認でき、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保有する事業所別被保険者名簿に申立人の名

前は見当たらない上、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難く、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得のProcedureを行わなかったことが推認できる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 20 日から 37 年 7 月 1 日まで
昭和 35 年 4 月に工業高校の定時制に入学し、学校からの紹介により、A社に入社した。途中、病気のため通院することになり、半年間会社を休職したが、学校へは通っていた。その後、後輩が入社してきた。後輩が 36 年 7 月 20 日から厚生年金保険の被保険者となっているのに、先に入社していた私の被保険者記録が 37 年 7 月 1 日からというのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立事業所である A 社に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 7 月 20 日より前から勤務していたことは、同社設立時から勤務していた現在の事業主及び同僚の証言により認められる。

しかしながら、当該事業所が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の被保険者資格取得日は、社会保険庁の記録と一致していることから、事業主は社会保険庁の記録どおりに申立人に係る被保険者資格取得の届出を行っていたことが確認できる。

また、同様に当該事業所が保管していた同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 7 月 20 日に被保険者資格を取得した 12 名に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、いったん申立人の氏名が記されたものの、取り消されていることが確認できることから、事業主は申立人についても他の従業員と共に被保険者資格取得の届出をする予定であったところ、この時点においては、申立人について資格取得の届出を行なわなかったことがうかがえ、この理由については、当時の事業主は亡くなっているため証言を得ることはできないものの、申立人が「病気のため、半年間休職した」と述べ

ていることから、休職により申立人に係る被保険者資格取得の届出が見送られたことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月ごろから39年3月ごろまで
昭和36年5月ごろから39年3月ごろまでA社に勤務しており、用務員として電話番や清掃などをしていました。外交の仕事をしていた当時の同僚から、「自分は厚生年金保険に加入している」、「あなたもそのうち厚生年金保険に入れてもらえるよ」と言われた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたか否かについては、現在の事業主の子息は「当時の事業主である祖父、祖母、母、当時の従業員も既に死亡しており、現在の事業主である父は認知症である。当時の資料も残っておらず、自分が生まれたころのことなので、分からない」と証言しており、申立期間当時の役員も全員死亡していることから、証言等も得ることができず、確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年7月であり、申立期間について適用事業所の手続が行われていないことが確認できるところ、同社の役員及び従業員の厚生年金保険記録も同日より前は確認できない上、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険記録も確認できないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であった事実はいかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 41 年ごろまで
申立期間にA社に勤務したが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。この回答には納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に勤務していたと申述しているが、申立人は当時の同僚を記憶していないため、証言等を得ることができず、その申述を裏付けることができない。

また、当該事業所は、商業法人登記簿で確認できるものの、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所として手続された形跡は見当たらず、同登記簿上の事業主及び役員の厚生年金保険の加入記録も無く、申立人のみが厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

なお、管轄する地方公共団体から提供を受けた「建設業者届出団体名簿」に記載されている団体及び申立人が元請けであったとしている事業所に照会を行ったものの、申立てに係る事業所の事業実態を確認することができなかった。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 3 日から 41 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に年金の手続に行った際、A社の厚生年金保険の加入記録は、脱退手当金として支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失した者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、脱退手当金が支給決定されている者が申立人の外に1名存在し、その者からの「脱退手当金の手続の覚えは無いが、受給した記憶はある」との証言を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金の支給額は、厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 37 年 1 月 24 日まで
A社を結婚のため退職した。夫に勧められて、すぐに国民年金に加入し、厚生年金保険と一緒に年金として受給することを楽しみにしていた。同社の厚生年金保険の加入記録は脱退手当金支給済みとされているが、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日である昭和 37 年 1 月 24 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名の者について資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされており、そのうち連絡が取れた 1 名の者から、「自分で脱退手当金の請求手続をした記憶が無い」旨の証言が得られたことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立人の被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 6 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後すぐに国民年金に加入し、申立期間に係る厚生年金保険と一緒に年金として受給することを楽しみにしていたと主張しているところ、申立人に係る国民年金の記録によると、当該資格喪失日から約 2 年後の昭和 39 年 1 月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、脱退手当金が支給決定された 37 年 6 月時点において、国民年金の加入手続がなされていないことから、支給決定当時は、申立人の年金に対する意識が高かったとは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から33年5月28日まで
社会保険事務所に年金の手続に行った際、A社の厚生年金保険の加入記録は、脱退手当金として支給済みであるとの回答を受けた。在職中に、出産手当金を受け取った記憶はあるが、脱退手当金の請求をした覚えは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る当時の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年5月28日の前後約2年以内に資格を喪失した者9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名の者に脱退手当金の支給記録があり、そのうち3名の者が資格喪失日の4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は申立人の被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年10月10日から24年1月30日まで
申立期間にA社(現在は、B社。)に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い旨の回答を得た。同社に勤務したのは確かであり、厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人の所持している勤務時の資料等により推認できる。

しかしながら、当該事業所は存続しているものの、業種及び事業主は変更されており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を知り得る同僚も存在しない上、社会保険事務所が保有している同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番が無いほか、同名簿に記載されている被保険者は女性従業員のみであることから、同事業所の事業主は申立人を含めた男性従業員を厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえず、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 3 月 5 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 22 日から同年 4 月 1 日まで

A 社又は B 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、昭和 36 年 1 月 6 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 5 日から 41 年 2 月 22 日までの期間及び同年 4 月 1 日以降の期間との回答を受けた。それぞれの申立期間は転勤に伴う空白期間である。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している B 社の後継会社である C 社発行の在職証明書及び同僚の証言により、申立人が各申立期間において、A 社又は B 社のいずれかに継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、昭和 36 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日までの期間及び 41 年 4 月 1 日以降であるところ、申立人の各申立期間は B 社が厚生年金保険の適用事業所ではないことを踏まえると、申立人は各申立期間において、B 社に所属していたことが推認でき、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の各申立期間と同様の空白期間が存在する者が、申立人以外に 2 名確認できる上、それ以外に申立期間①に空白期間が存在する者は 2 名、申立期間②は 3 名、申立期間③は 7 名確認できることから、申立人のみの被保険者記録が欠落している事情は見当たらない。

さらに、申立人は厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと主張しているものの、その記憶には金額等の具体性が無い。

加えて、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。